

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第1節 医療保険制度の現状と動向

1 医療保険制度の概要

我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が36年4月より実施されている。

医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とに蜘蛛その詳細は、第1-3-1表に示すとおりである。

また、それぞれの制度の対象者数は、第1-3-1図のとおりである。

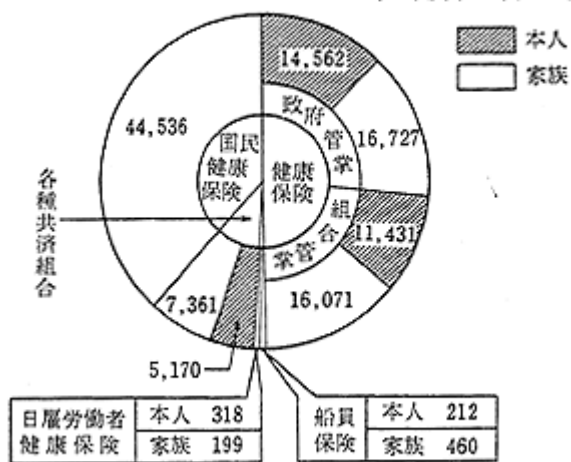
第1-3-1表 医療保険制度の仕組み

| 制 度 | | 保 険 者 | 被 保 険 者 | |
|----------------------------|-----------------------|--------------|--|--|
| 医 療 保 険 制 度 | 被 用 者 保 険 | 政府管掌健康保険 | 健康保険組合の設立されていない事業所 (主に中小企業)の被用者 | |
| | | 組合管掌健康保険 | 健康保険組合の設立されている事業所の 被用者 | |
| | 日雇労働者健康保険 | 政 府 | 日雇労働者 { 日々雇用される者 2月以内の期間を定めて雇 用される者等 | |
| | 船 員 保 険 | 政 府 | 船員(一定の船舶に乗り組む者) | |
| | 保 険 | 国家公務員共済組合 | 各共済組合 | 国家公務員 |
| | | 地方公務員等共済組合 | | 地方公務員等 |
| | | 公共企業体職員等共済組合 | | 国鉄、専売公社、電々公社の役職員 |
| | | 私立学校教職員共済組合 | | 私立学校の教職員 |
| | 地 域 保 険 | 国民健康保険 | 市 町 村 | 被用者保険の対象以外の者 (農業従事者、自営業者、建築業従事 者、医師、小規模事業者の被用者等) |

厚生省保険局調べ

第1-3-1図 各種医療保険制度適用人員数

第1-3-1図 各種医療保険制度適用人員数
(55年度末 単位:千人)



(注) 各種共済組合は55年3月末現在である。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第1節 医療保険制度の現状と動向

2 医療保険制度の最近の動き

(1) 健康保険法改正法案の背景と成立までの動き

医療保険については、社会経済情勢の変動に対応するため種々の改正が行われてきたが、医療保険をめぐる最近の諸情勢は一層の厳しさを加えている。経済基調の変化に伴い保険料収入の伸びの鈍化がみられる反面、医療費は、医療の高度化、人口構造の老齢化、疾病構造の変化等の諸要因により著しく上昇している。

以上のような情勢に対処し、医療保険制度の基本的改革を実現するため、52年末に、厚生大臣が参議院社会労働委員会において、14項目にわたる基本的な考え方を明らかにしている。

その要点は

- 1)制度間格差の是正を行うこと。当面健康保険組合間の財政調整を行うこと。
- 2)本人家族の給付水準の格差是正等を中心に給付改善を行い、併せて一部負担の適正化、合理化を図ること。
- 3)付添看護、差額ベッド等保険外負担問題の改善、物と技術の分離等による診療報酬の改善及び薬価基準の適正化等を通じて適正な保険医療の実現を図ること。
- 4)給付に見合った保険料及び財政基盤に応じた国庫補助により保険財政の安定化を図り、また、保険料負担の基礎となる報酬の合理的見直しを通じて公平な負担の実現を図ること。
- 5)老人保健医療制度等の整備を図ること。

この基本的考え方にに基づき、本人家族同一の自己負担(初診時1,000円、入院時一日1,000円(給食料相当額)、薬剤費等の2分の1患者負担)による給付、賞与からの保険料徴収、健康保険組合間の財政調整等を骨子とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が昭和53年5月に第84回通常国会に提出された。

この改正法案は、同国会への提出後4回の継続審議と3回の廃案の経緯をたどり、昭和55年10月7日第93回臨時国会に4度目の提出が行われた。同国会においては、第91回通常国会に引き続き、自民、社会、公明、民社の4党間で改正法案の修正について折衝が行われたが、結局、自民党が、これらの折衝の経緯を踏まえて単独で提出した修正案による修正のうえ衆参両院で可決され「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、昭和55年11月28日に成立し、昭和56年3月1日(分べん費等の現金給付については同年4月1日)に施行された。

(2) 健康保険法改正の内容

健康保険法の改正内容は次のとおりである。

ア 医療給付に関する事項

(ア) 一部負担金の額の改定

初診時一部負担金の額が600円から800円に,入院時一部負担金の額が1日当たり200円から500円にそれぞれ改定された。被保険者が支払った一部負担金の額が著しく高額となったときは,高額療養費を支給することとされた。

(イ) 家族療養費の給付割合の引上げ

入院の場合の家族療養費の給付割合が7割から8割に引き上げられた。

(ウ) 療養費の支給要件の緩和

保険医療機関又は保険薬局以外の医療機関等で療養を受けた場合であってもやむを得ない場合には,療養費を支給することとされた。

イ 分べん費等の給付に関する事項

分べん費及び埋葬料の最低保障額並びに配偶者分べん費,家族埋葬料及び育児手当金の額は,政令をもって定めることとされた。

ウ 保険料に関する事項

(ア) 標準報酬等級表の上限の弾力的改定

法定の標準報酬等級表の最高等級に該当する被保険者数の割合が3パーセントを超えた場合には,社会保険審議会の意見を聴いて政令をもって標準報酬等級表の上限を改定できることとされた。

(イ) 保険料率に関する改正

保険料率の改定の上限が,政府管掌健康保険については1,000分の80から1,000分の91に,組合管掌健康保険については1,000分の90から1,000分の95にそれぞれ引き上げられた。また,政府管掌健康保険の保険料率の引上げは,従来保険給付の内容の改善又は診療報酬の改定を伴う場合にのみ行うことができるとされていたが,このほか,昭年49年度から昭和54年度までの累積赤字の償還の場合にも行えることとされた。

エ 国庫補助に関する事項

政府管掌健康保険についての国庫補助率の保険料率との連動規定を廃止し,国庫補助率は,主要保険給付費の16.4パーセントから20パーセントの範囲内において政令で定める割合とするが,当分の間は16.4パーセントとし,将来給付内容の変更又は国の財政状況の変動等の場合に検討されるべきものとされた。

オ 財整調整に関する事項

(ア) 健康保険組合の健康保険事業に要する費用の財源の不均衡を調整するため健康保険組合連合会は、健康保険組合に対し交付金の交付事業を行うこととされ、健康保険組合は、この交付金に要する費用に充てるための健康保険組合連合会に対する拠出金の費用に充てるため調整保険料撤収することとされた。

カ その他

上記のほか、海外にある被保険者に対する保険給付、保険医療機関の指定、未払一部負担金の保険者徴収、厚生大臣の薬価調査等の権限等について改正が行われた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第1節 医療保険制度の現状と動向

3 診療報酬問題等

(1) 診療報酬

医療保険制度における診療報酬は、厚生大臣が中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)に諮問の上で決定し、具体的には「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(厚生省告示。以下「点数表」という。)に定められ、これに従って算定される。点数表には、医科の保険医療機関が選択する甲点数表と乙点数表、歯科の保険医療機関の歯科点数表及び保険薬局の調剤報酬算定表の4種類がある。各点数表には、医療行為ごとに点数で評価された数百の項目があり、これに1点単価(現行10円)を乗じて診療報酬を算定する仕組み(ただし、調剤報酬算定表は金額表示)となっている。

現行の診療報酬は、56年5月21日に中医協に対し諮問を行い、同月23日に答申を経て、同年6月1日から平均8.1%(医科8.4%、歯科5.9%、調剤薬局3.8%)引き上げられたものであるが、今回改定では、医療技術の進歩に伴いその難易度に対する適正な評価をするための技術料の引上げが行われるとともに、保険外負担等の問題に対処するため、重症者看護特別加算及び重症者室料特別加算の新設等が行われた。

(2) 薬価基準

投薬、注射等に使用する薬剤の価格については、厚生大臣が定める「使用薬剤の購入価格(薬価基準)」によることとされており、薬価基準価格は、薬価調査に基づく90%バルクライン価格(当該医薬品について、全体の90%の量を医療機関がそれ以下の価格で購入し得る価格)をもって定められている。

現行の薬価基準は、診療報酬の改定と同時に、56年6月1日から全面改定されたものである。

今回の薬価基準全面改正は、53年7月に販売及び購入された医薬品を対象とした薬価本調査、その前後に実施された特別調査及びその後の経時変動調査の結果に基づき行われ、改定率は18.6%の引下げとなった。

56年6月現在の薬価基準収載品目数は、12,881品目(内用薬8,152品目、注射薬3,346品目、外用薬1,219品目、歯科用薬剤164品目)となっている。

(3) 保険外負担

室料差額及び付添看護の保険外負担問題は、今日、大きな社会問題として、とりあげられてきている。適正さを欠く保険外負担のために、被保険者及びその被扶養者が安んじて保険診療を受ける機会が妨げられるこ

とのないよう、従来からこの問題の解消が図られてきたが、53年1月及び3月には、保険局長通知をもって都道府県知事に対し、保険外負担解消のための指導の強化が行われた。この結果、55年7月1日現在の室料差額徴収状況調査では、前年の調査と比較して、全体の差額徴収病床の割合が低下し、特に3人室以上においてかなり改善がみられた。ちなみに、3人室以上の差額徴収が完全に解消された都道府県数は、55年7月現在、全国の約3分の2に達している。なお、今回の診療報酬改定の際の中医協の答申において「3人室以上の差額ベッドの解消」が明記され、その趣旨を踏まえ、保険局長通知をもって都道府県知事に対し更に、指導の強化が行われた。

また、歯科差額問題については、53年2月の診療報酬改定の際、51年3月23日の中医協の答申「歯科における差額徴収は、歯科材料費のみに限ること」に基づいて、前歯部の鑄造歯冠修復については、材料差額方式が適用されることとなった。これによって、前歯部の鑄造歯冠修復に際して患者が保険適用外の貴金属の使用を希望した場合には、患者は材料費の差額を負担すればよいこととなった。また、今回の診療報酬改定の際に前歯部の歯冠継続歯についても材料差額方式が適用されることとなった。

(4) 指導・監査の推進

保険医療機関及び保険医に対する指導・監査については、28年6月及び32年7月の通達によってそれぞれの要綱が定められており、それらに従って厚生大臣又は都道府県知事による指導・監査が行われているが、更にその充実を期するため、54年1月、都道府県知事に対して保険局長から次のような内容の通知が出され、保険診療適正化のための指導・監査の推進を図ることとなった。

この通知は、医学常識に沿った的確な診断・治療を行うことの必要性から、保険医療機関及び保険医に対し、従来より行われている指導を充実し、更に

- 1 例えば国立がんセンター等の特殊の性格、機能を有する医療機関を除き、医学常識からみて極端に診療点数が高いもの。
- 2 漫然と長期にわたって診療を続けているもの。
- 3 時間外診療、往診及び自家診療が著しく多いもののうち、異常と思われるもの。
- 4 ダイアライザーの再使用等腎透析の実施が不適正なもの。

等については、指導・監査を重点的に実施することとしたものである。

また、指導・監査体制の充実を図るため、54年度から医療指導監査官2名が設置され、55年度及び56年度においてもそれぞれ2名ずつ増員された。

また、都道府県の保険課には54年度から医療事務指導官が19名設置され、55年度に14名、56年度には19名増員されている。

(5) 医療費適正化対策の推進

前述したように医療保険の財源には大幅な伸びを期待できない一方、人口構造の老齢化等に伴い医療費は上昇している。こうした状況下において医療資源を効率的に利用していく観点から医療費の適正化を図ることが重要となっている。

このため、薬価基準の適正化、指導・監査の推進のほか、レセプト審査の充実・改善、医療費通知の充実等の医療費適正化のための施策を講じている。

厚生白書(昭和56年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

1 国民健康保険

国民健康保険は、各種被用者保険の適用を受けていない一般国民を被保険者とし、市町村営を原則とする医療保険制度である。

(1) 保険者及び被保険者

56年3月末現在の保険者、被保険者及び被保険者の属する世帯の数は第1-3-2表のとおりである。

第1-3-2表 国民健康保険の保険者数、被保険者数及び世帯数

第1-3-2表 国民健康保険の保険者数、被保険者数及び世帯数

(56年3月末現在)

| | 総数 | 市町村 | 国民健康保険組合 |
|---------------|--------|--------|----------|
| 保険者数 | 3,442 | 3,272 | 170 |
| 被保険者数(1,000人) | 44,536 | 41,475 | 3,061 |
| 世帯数(1,000世帯) | 15,737 | 14,635 | 1,102 |

厚生省保険局調べ

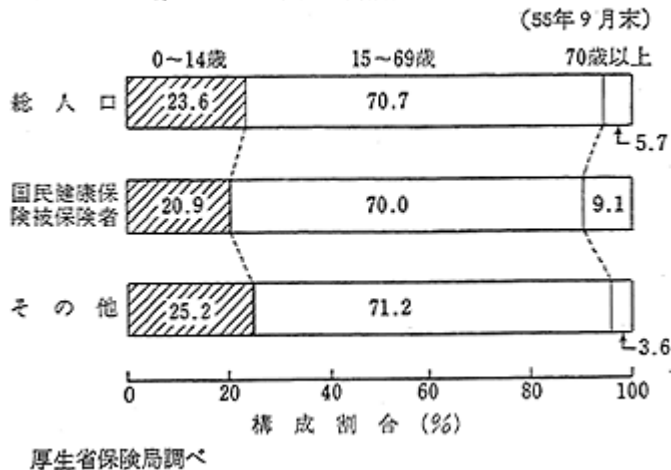
国民健康保険の保険者は原則として市町村であるが、同種の事業又は業務の従事者を単位とする国民健康保険組合の設立も認められている。

被保険者数については、都市部は増加し、農村部では減少しており、全体としてはやや増加している。また、世帯数は引き続き増加している。

被保険者の年齢構成は第1-3-2図のとおりである。国民健康保険においては70歳以上の被保険者の占める割合が他の医療保険に比べ約2.5倍となっており、このことは国民健康保険財政のひっ迫の一因となっている。

第1-3-2図 年齢階級人員構成

第1-3-2図 年齢階級別人員構成



(2) 保険給付

国民健康保険における保険給付には、全保険者に実施が義務づけられている

療養の給付、療養費の支給、高額療養費の支給のほか、特別の理由のない限り実施すべきものとされている助産費の支給及び葬祭費の支給、更には保険者が任意に実施している育児手当金等がある。

療養の給付における法定の給付割合は、世帯主、世帯員ともに7割となっているが、55年4月1日現在市町村で14保険者、国民健康保険組合で131保険者が法定の7割を超える給付を行っている。

高額療養費の支給は、50年10月からすべての保険者に義務づけられ、被保険者の保険診療が著しく高額(自己負担額が1人月3万9,000円を超えた場合)となったとき3万9,000円を超えた額が高額療養費として支給される。

診療費の状況は第1-3-3表のとおりであるが、給付改善、医学医術の進歩等を反映して、被保険者1,000人当たり診療件数、診療1日当たり費用額、被保険者1人当たり診療費とも年々増加している。

第1-3-3表 国民健康保険診療費の状況

第1-3-3表 国民健康保険診療費の状況

| 年度 | 被保険者1,000人 当たり診療件数 | | 診療1件当たり 日数 | | 診療1日当たり 費用額 | | 被保険者1人当 たり診療費 | |
|----|-----------------------|-----------|---------------|-----------|----------------|-----------|------------------|-----------|
| | 件数 | 対前年 度比 | 日数 | 対前年 度比 | 費用額 | 対前年 度比 | 診療費 | 対前年 度比 |
| 50 | 5,384.4 | 1.025 | 3.57 | 0.983 | 2,550 | 1.195 | 49,061 | 1.205 |
| 51 | 5,554.8 | 1.032 | 3.51 | 0.983 | 3,011 | 1.181 | 58,669 | 1.197 |
| 52 | 5,652.0 | 1.017 | 3.51 | 1.000 | 3,349 | 1.112 | 66,416 | 1.132 |
| 53 | 5,713.1 | 1.011 | 3.52 | 1.003 | 3,912 | 1.168 | 78,566 | 1.183 |
| 54 | 5,929.0 | 1.038 | 3.48 | 0.989 | 4,253 | 1.087 | 87,855 | 1.108 |

厚生省保険局調べ

他の給付については55年4月1日現在助産費の支給はすべての保険者が、葬祭費については3保険者を除いてすべての保険者が実施している。任意給付である育児手当金は55年4月1日現在1,342保険者が実施しており、傷病手当金は110の国民健康保険組合が実施している。

(3) 保健施設

国民健康保険の保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために、診療施設の設置運営、保健サービス等の保健施設事業を行っている。

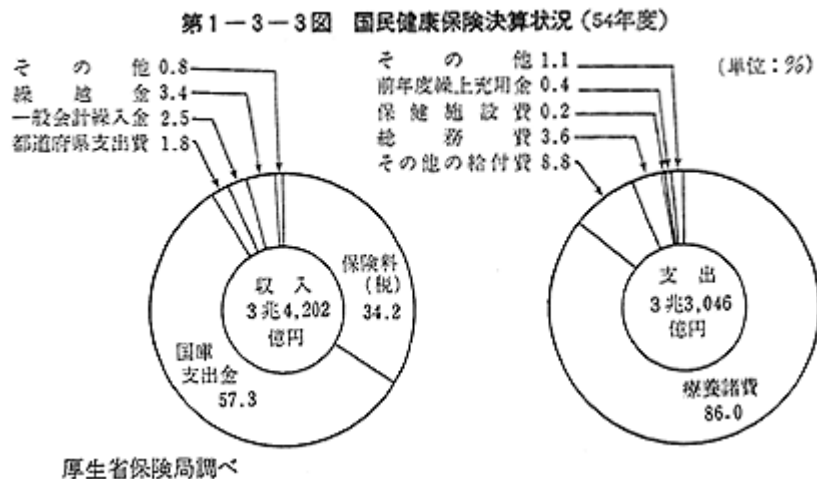
診療施設は55年4月1日現在1,447の施設が活動しているが、これらの施設は主にへき地又は医療施設の不足している地域等に置かれており、地域住民の医療、衛生、健康の保持増進において重要な役割を果たしている。

診療施設に対する助成措置は、へき地等の医療の過疎地域にある施設に対するものを中心として行われており、55年度においては他の助成措置を含め約25億8,000万円にのぼっている。

(4) 保険財政

54年度における保険財政決算状況は第1-3-3図のとおりである。

第1-3-3図 国民健康保険決算状況



ア 概況

国民健康保険の収支状況は第1-3-4表のとおりである。54年度においては、53年度に比べて、赤字保険者数、赤字額ともに減少したが、依然として厳しいものになっている。

第1-3-4表 国民健康保険赤字保険者数及び赤字額

第1-3-4表 国民健康保険赤字保険者数及び赤字額(実質収支)

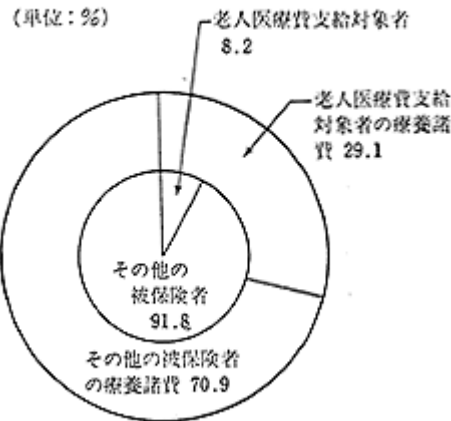
| 年度 | 区分 | 保険者総数 | 赤字保険者数 | 赤字保険者割合 | 赤字額 |
|----|--------|-------|--------|---------|--------|
| 50 | 市 | 3,272 | 317 | 9.7 | 23,419 |
| | 町 | 188 | 7 | 3.7 | 187 |
| | 村 計 | 3,460 | 324 | 9.4 | 23,606 |
| 51 | 市 | 3,272 | 278 | 8.5 | 27,004 |
| | 町 | 185 | 6 | 3.2 | 130 |
| | 村 計 | 3,457 | 284 | 8.2 | 27,134 |
| 52 | 市 | 3,272 | 154 | 4.7 | 20,519 |
| | 町 | 182 | 1 | 0.5 | 3 |
| | 村 計 | 3,454 | 155 | 4.5 | 20,522 |
| 53 | 市 | 3,271 | 143 | 4.4 | 15,127 |
| | 町 | 170 | 1 | 0.5 | 2 |
| | 村 計 | 3,441 | 144 | 4.2 | 15,129 |
| 54 | 市 | 3,272 | 95 | 2.9 | 10,851 |
| | 町 | 170 | 0 | 0 | 0 |
| | 村 計 | 3,442 | 95 | 2.8 | 10,851 |

厚生省保険局調べ

また、第1-3-4図にみられるとおり、老人医療費支給対象者数の割合に比べて、対象者にかかる療養諸費の割合が大きくなっており、国民健康保険財政にとって大きな負担となっている。

第1-3-4図 老人医療費支給対象者数(内円)とその療費諸費(外円)54年度

第1-3-4図 老人医療費支給対象者数(内円)とその療費諸費(外円)54年度



厚生省保険局調べ

イ 保険料(税)

保険料(税)は、医療費の増加に伴って毎年引き上げられているが、54年度における全国平均の額は被保険者1人当たり2万6,903円(対前年度比12.2%増)、1世帯当たり7万8,225円(同10.1%増)となっている。なお、従来から市町村の低所得世帯に対して保険料(税)の軽減措置が行われているが、56年度においては、前年度所得が23万円以下の世帯又は23万円に被保険者(世帯主を除く)1人につき17万5,000円を加算した額以下の世帯を対象として、それぞれ応益割の6割又は4割を減額することとしている。54年度の対象世帯は約305万世帯(全世帯の21.4%)であるが、この措置による保険料(税)の減収分として、国が市町村に補てんした額は約

365億円である。

ウ 国庫負担金及び補助金

国民健康保険においては、被保険者に低所得者が多く保険料(税)負担能力が乏しいことなどの事情を考慮して、従来から高率の国庫負担、補助が行われている。

現在、国は市町村に対して被保険者の医療費の40%を定率で負担するほか、5%相当額を調整交付金として交付しており、国民健康保険組合に対しては、従来の定率25%に加え、53年度から組合の財政力等に応じ、更に医療費の2~15%に相当する額を増額することとされた。

55年度においては、国庫負担金及び補助金の総額(決算額)は2兆2,196億円という巨額に達しており、この額は54年度の1兆9,609億円に対し、約13%の伸びとなっている。なお、56年度においても、2兆3,075億円(当初予算額)が計上されている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

2 健康保険

健康保険は、政府管掌健康保険と組合管掌健康保険の2本立てで運営されている。政府管掌健康保険は、政府が保険者となって運営するものであり、健康保険の被保険者となっている者のうち健康保険組合の組合員でない者を一括してその被保険者としている。また、組合管掌健康保険は、厚生大臣の認可を受けて職域単位に設立された各健康保険組合が保険者となって運営するものであり、それぞれの事業所の従業員をその被保険者としている。

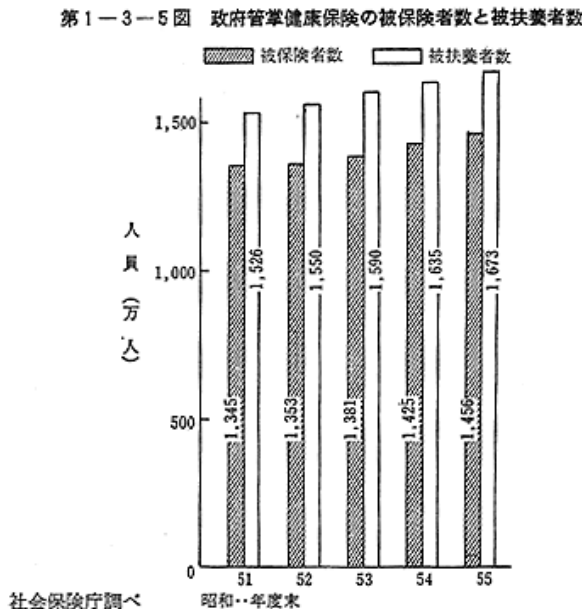
(1) 政府管掌健康保険

ア 適用状況

近年における政府管掌健康保険の適用事業所数は、51年度末に78万であったが、55年度末には86万8,000と年々増加してきている。

被保険者数の動きは、第1-3-5図に示すとおり、最近数年増加傾向にあり、55年度末には1,456万人と前年度に比して31万人増加した。また、1事業所当たりの被保険者数は、51年度末に17.3人であったが、55年度末には16.8人と減少している。

第1-3-5図 政府管掌健康保険の被保険者数と被扶養者数



被扶養者数は、55年度末には1,673万人と51年度末より9.6%増加し、被保険者1人当たりの被扶養者数をみても、51年度末の1.135人が55年度末1.149人と増加が著しい。

イ 標準報酬

健康保険では、保険料及び現金給付の額は、被保険者の標準報酬を基礎として算定される。この標準報酬とは、保険料の徴収及び現金給付に関する事務上の便宜を図るため、被保険者の受ける報酬を等級に分け、各被保険者の受ける報酬を等級別の一定額

に標準化したものである。

平均標準報酬月額は、労働者の平均賃金の動きを反映するが、近年における動きは第1-3-5表に示すとおり毎年度伸びており、最近では51年度と52年度に標準報酬の上限の引上げが行われたため、賃金の伸びより大きくなっている。

第1-3-5表 政府管掌健康保険の平均標準報酬月額の推移

第1-3-5表 政府管掌健康保険の平均標準報酬月額の推移

(各年度末現在)

| 年 度 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平均標準報酬月額(円) | 127,910 | 140,552 | 149,167 | 158,328 | 167,852 |
| 対前年度伸び率(%) | 15.3 | 9.9 | 6.1 | 6.1 | 6.0 |

社会保険庁調べ

ウ 保険給付

保険給付は、被保険者本人に対するものとして、療養の給付、療養費、傷病手当金、出産手当金、分べん費、育児手当金及び埋葬料(費)の支給があり、被扶養者に対するものとしては、家族療養費、高額療養費、配偶者分べん費、配偶者育児手当金及び家族埋葬料の支給がある。

保険給付費の動向をみると、51年度は1兆7,753億円であったが、55年度には2兆8,104億円と1.6倍となっている。また、被保険者1人当たりでは55年度19万2,990円となっている。

(ア) 療養の給付及び家族療養費

療養の給付は、被保険者に対して、病院、診療所又は薬局において診察、手術、薬剤の支給、入院、看護等の現物給付を行うものであり、家族療養費は、被扶養者に対して被保険者と同様の給付について、その7割(入院は8割)を支給するものである。

療養の給付に要する費用は、51年度の1兆555億円が、55年度には1兆5,938億円と1.5倍になっており、家族療養費は、51年度の5,675億円が、55年度には9,704億円と1.7倍の増加を示している。この内容を見てみると第1-3-6表のとおりであり、療養の給付等に要する費用の増加は診療1日当たり金額の大幅な増加が大きな原因である。すなわち、被保険者の診療1日当たり金額の平均は、51年度3,104円から55年度4,476円と1.4倍に、同じく被扶養者については、51年度1,845円から55年度2,883円と1.6倍の増加となっている。

第1-3-6表 政府管掌健康保険の医療給付の状況

第1-3-6表 政府管掌健康保険の医療給付の状況

| 年 度 | 被保険者又は被扶養者1,000人当たり診療件数 | | | | 診療 1件当たり日数(日) | | | | 診療1日当たり金額(円) | | | |
|-----|-------------------------|--------|---------|---------|---------------|------|-----|-----|--------------|--------|-------|-------|
| | 総 数 | 入 院 | 入院外 | 歯 科 | 平 均 | 入 院 | 入院外 | 歯 科 | 平 均 | 入 院 | 入院外 | 歯 科 |
| | 被 保 険 者 分 | | | | | | | | | | | |
| 51 | 6,545.2 | 158.6 | 5,392.3 | 994.3 | 3.8 | 18.6 | 3.4 | 3.5 | 3,104 | 8,390 | 2,418 | 2,259 |
| 52 | 6,656.7 | 159.0 | 5,458.1 | 1,039.6 | 3.8 | 18.6 | 3.4 | 3.5 | 3,390 | 9,068 | 2,641 | 2,594 |
| 53 | 6,533.9 | 156.2 | 5,319.5 | 1,058.2 | 3.8 | 18.5 | 3.4 | 3.4 | 3,857 | 10,384 | 2,931 | 3,244 |
| 54 | 6,623.3 | 155.4 | 5,389.4 | 1,078.5 | 3.6 | 18.4 | 3.4 | 3.3 | 4,149 | 11,031 | 3,151 | 3,583 |
| 55 | 6,734.2 | 156.83 | 5,464.6 | 1,112.8 | 3.6 | 18.2 | 3.2 | 3.3 | 4,476 | 11,713 | 3,376 | 4,057 |
| | 被 扶 養 者 分 | | | | | | | | | | | |
| 51 | 6,265.1 | 131.9 | 5,230.7 | 902.5 | 3.2 | 17.6 | 2.9 | 3.0 | 1,845 | 5,808 | 1,338 | 1,276 |
| 52 | 6,272.3 | 136.3 | 5,191.2 | 944.9 | 3.2 | 17.9 | 2.9 | 3.0 | 2,059 | 6,280 | 1,475 | 1,466 |
| 53 | 6,225.6 | 141.8 | 5,114.3 | 969.5 | 3.2 | 18.2 | 2.9 | 2.9 | 2,431 | 7,356 | 1,675 | 1,841 |
| 54 | 6,336.4 | 148.3 | 5,206.4 | 981.7 | 3.2 | 18.4 | 2.8 | 2.8 | 2,640 | 7,776 | 1,797 | 2,002 |
| 55 | 6,332.3 | 152.7 | 5,195.9 | 983.7 | 3.1 | 18.7 | 2.7 | 2.8 | 2,883 | 8,308 | 1,924 | 2,223 |

社会保険庁調べ

(イ) 傷病手当金

現金給付の中心である傷病手当金は、被保険者が療養のため働けない場合で、賃金が受けられないときに、4日目から労務不能の期間中1年6か月を限度として、1日につき標準報酬日額の6割を支給し、その間の生活の安定に資することを目的とするものである。

傷病手当金の支給総額は、51年度の728億円から55年度には1,291億円と1.8倍に増加している。

エ 福祉施設及び保健施設

健康保険では、被保険者及び被扶養者の疾病、負傷の療養又は健康の保持増進を図るため、病院及び診療所の設置(55年度現在、病院54か所、診療所7か所)、疾病予防検査の実施等の事業を行っている。

なお、政府管掌健康保険においては、被保険者等の健康に対する認識を深めるために、55年度には政管健保の利用状況、財政状況などを盛り込んだパンフレットを被保険者に配布し、56年度には、被保険者等に対し、年1回、その1月分の医療費の額等を通知することとしている。

オ 保険料

保険料額は、前述の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出され、事業主と被保険者とが折半して負担することになっており、政府管掌健康保険の保険料率は、56年3月から1,000分の84となっている。また、53年1月からは、賞与等に対しても、1,000分の10の特別保険料が課されることになった(うち1,000分の2については、国庫が負担することとされている。)。55年度の事業主に対する特別保険料徴収決定額は、503億円であり、保険料全体の2.2%を占めている。

55年度の保険料収納率は98.7%と前年度と同率であった。

カ 保険財政

近年における政府管掌健康保険の収支状況は、第1-3-7表に示すとおりである。

第1-3-7表 政府管掌健康保険財政状況

第1-3-7表 政府管掌健康保険財政状況

(単位:100万円)

| 年 度 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|-------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 保 険 料 収 入 | 1,493,721 | 1,720,820 | 1,952,928 | 2,135,196 | 2,322,687 |
| 一 般 会 計 よ り 受 入 れ | 237,588 | 287,048 | 376,593 | 416,764 | 461,843 |
| 雑 収 入 | 4,055 | 4,509 | 5,249 | 6,388 | 6,584 |
| 収 入 計 | 1,735,364 | 1,994,377 | 2,334,770 | 2,558,348 | 2,791,114 |
| 保 険 給 付 費 | 1,775,303 | 1,991,574 | 2,305,377 | 2,542,437 | 2,810,435 |
| 医 療 給 付 費 | 1,606,805 | 1,803,782 | 2,089,094 | 2,303,235 | 2,557,008 |
| 現 金 給 付 費 | 168,498 | 187,592 | 216,283 | 239,202 | 253,427 |
| 業 務 勘 定 へ 繰 入 れ | 7,335 | 7,946 | 8,462 | 8,863 | 9,770 |
| 諸 支 出 金 | 8,833 | 10,140 | 8,339 | 9,347 | 3,404 |
| 支 出 計 | 1,791,471 | 2,009,660 | 2,322,178 | 2,560,647 | 2,823,609 |
| 収 支 差 引 △ 不 足 額 | △ 56,107 | △ 15,283 | 12,592 | △ 2,299 | △ 32,495 |
| 累 積 収 支 △ 不 足 額 | (49年度以降) △ 124,101 | (同 左) △ 139,353 | (同 左) △ 126,723 | (同 左) △ 128,973 | (55年度以降) △ 32,230 |

社会保険庁調べ

健康保険財政については、最近の経済情勢の低迷による保険料収入の伸び悩み、予想を上回る給付の増加等に伴い、収支不足が生じることになった。このため51年度52年度及び55年度においては、3度にわたる法律改正等を実施し、標準報酬の上限の改定、保険料率の改定、特別保険料の創設によって健康保険財政の収支状況の改善が図られた。

55年度は、55年の法律改正が56年度当初からの施行となったこと等により単年度において収支不足額325億円を生じた。

(2) 組合管掌健康保険

ア 健康保険組合数

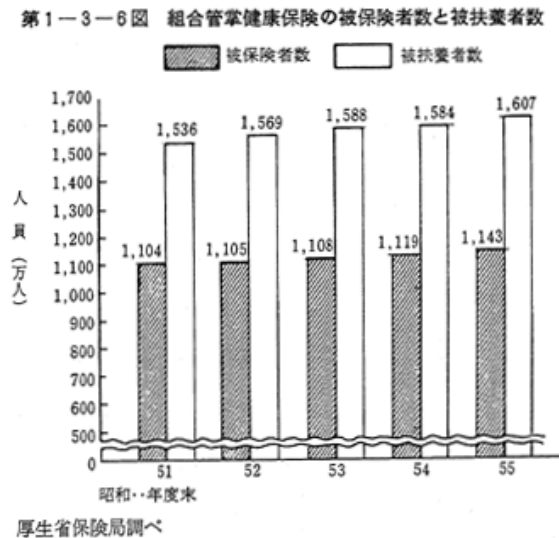
健康保険組合数は、55年度末で1,670組合となっており、1組合当たり平均被保険者数は、55年度末で6,845人である。また、5,000人未満の組合数が全体の64.4%を占めている。

イ 適用状況

組合を設立している事業所数は、55年度末で12万236事業所となっている。

被保険者数及び被扶養者数は第1-3-6図のとおりであり、55年度においては、被保険者数は、最近数年では最も伸びている。

第1-3-6図 組合管掌健康保険の被保険者数と被扶養者数

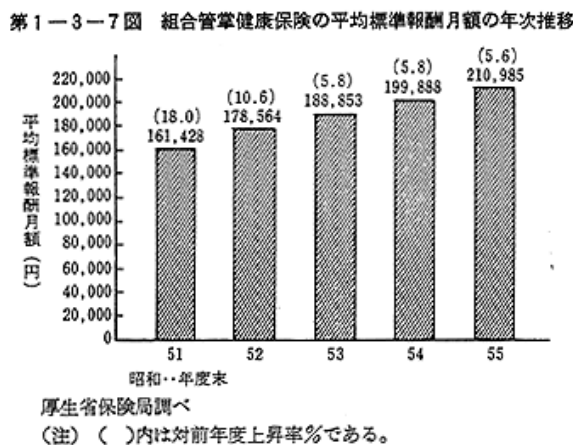


なお、被保険者1人当たりの被扶養者数は55年度末において1.41人となっている。

ウ 標準報酬

標準報酬月額は、第1-3-7図のとおり毎年増加しているが、安定成長への移行による賃金上昇率の鈍化に伴い、標準報酬月額の上昇率も鈍化している。

第1-3-7図 組合管掌健康保険の平均標準報酬月額の年次推移



エ 保険給付

組合管掌健康保険では、政府管掌健康保険と同様の法定給付を行うほか、これに併せて、組合規約に定めるところにより、附加給付を行うことができる。

保険給付のうち、療養の給付、家族療養費及び傷病手当金等について最近の状況をみると次のとおりである。

(ア) 療養の給付及び家族療養費

被保険者の療養の給付費は、50年度の5,241億円が、54年度には8,038億円と4年間で約1.5倍になっており、家族療養費については、同じく4,363億円から7,460億円と約1.7倍の増加になっている。

この間被保険者数及び被扶養者数は約1.04倍に増加しているに過ぎないのに比し、被保険者の療養の給付費及び家族療養費の増加は大きい。

この内容を分析してみると、第1-3-8表に示すとおり診療1件当たり日数は、被保険者及び被扶養者ともに減少又は横ばいの傾向にあり、1,000人当たり診療件数(受診率)は被保険者及び被扶養者ともに大きな変化はないが、診療1日当たり金額は著しい増加傾向を示している。

第1-3-8表 組合管掌健康保険の医療給付の状況

第1-3-8表 組合管掌健康保険の医療給付の状況

| | 年 度 | 被保険者又は被扶養者1,000人当たり診療件数 | | | | 診療 1件当たり日数(日) | | | | 診療1日当たり金額(円) | | | |
|-----------------------|-----|-------------------------|-------|---------|---------|---------------|------|-------|-----|--------------|--------|-------|-------|
| | | 総 数 | 入 院 | 入 院 外 | 歯 科 | 平 均 | 入 院 | 入 院 外 | 歯 科 | 平 均 | 入 院 | 入 院 外 | 歯 科 |
| 被 保 険 者 分 | 50 | 5,348.8 | 102.1 | 4,925.4 | 951.3 | 3.4 | 16.9 | 3.1 | 3.4 | 2,585 | 7,705 | 2,067 | 1,960 |
| | 51 | 5,409.6 | 100.3 | 4,328.3 | 981.0 | 3.3 | 16.8 | 3.0 | 3.3 | 3,035 | 9,149 | 2,433 | 2,254 |
| | 52 | 5,444.8 | 99.6 | 4,327.7 | 1,017.5 | 3.3 | 16.8 | 2.9 | 3.3 | 3,356 | 9,948 | 2,679 | 2,632 |
| | 53 | 5,323.5 | 97.5 | 4,182.2 | 1,043.9 | 3.2 | 16.6 | 2.9 | 3.3 | 3,847 | 11,479 | 2,973 | 3,325 |
| | 54 | 5,416.2 | 98.0 | 4,249.8 | 1,068.4 | 3.1 | 16.5 | 2.8 | 3.2 | 4,185 | 12,237 | 3,224 | 3,700 |
| 被 扶 養 者 分 | 50 | 6,220.7 | 111.7 | 5,141.2 | 967.8 | 3.1 | 15.8 | 2.9 | 3.0 | 1,500 | 5,231 | 1,125 | 1,143 |
| | 51 | 6,437.0 | 112.3 | 5,316.3 | 1,008.4 | 3.0 | 16.0 | 2.8 | 2.9 | 1,767 | 6,177 | 1,325 | 1,302 |
| | 52 | 6,434.9 | 113.2 | 5,266.4 | 1,055.2 | 3.0 | 16.2 | 2.8 | 2.8 | 1,963 | 6,742 | 1,453 | 1,506 |
| | 53 | 6,326.5 | 114.4 | 5,141.5 | 1,073.5 | 3.0 | 16.2 | 2.7 | 2.7 | 2,313 | 7,970 | 1,648 | 1,905 |
| | 54 | 6,441.2 | 117.3 | 5,232.0 | 1,091.8 | 2.9 | 16.2 | 2.6 | 2.7 | 2,497 | 8,478 | 1,762 | 2,066 |

厚生省保険局調べ

(イ) 高額療養費

高額療養費は、48年10月1日から実施された制度であり、54年度の給付額は約213億円となっている。

(ウ) 傷病手当金

傷病手当金の給付状況は、第1-3-9表のとおりであるが、53年度に支給期間が延長されたため54年度は53年度に引き続き、賃金の上昇を反映して従来から増加傾向にある被保険者1人当たり金額、1件当たり金額及び支給総額だけでなく、従来は減少傾向にあった被保険者1,000人当たり件数及び被保険者1人当たり日数も増加している。

第1-3-9表 組合管掌健康保険傷病手当金給付状況

第1-3-9表 組合管掌健康保険傷病手当金給付状況

| 年 度 | 被保険者1,000人当たり件数 | 被保険者1人当たり日数 | 被保険者1人当たり金額 | 1件当たり額 | 支給総額 |
|-----|-----------------|----------------|-----------------|------------------|-------|
| 50 | 51.56件 (100) | 1.28日 (100) | 2,622円 (100) | 54,729円 (100) | 314億円 |
| 51 | 48.59 (94) | 1.20 (94) | 3,002 (106) | 61,783 (113) | 334 |
| 52 | 46.56 (90) | 1.17 (91) | 3,259 (115) | 69,956 (128) | 364 |
| 53 | 48.03 (93) | 1.29 (101) | 3,911 (139) | 81,424 (149) | 436 |
| 54 | 49.28 (96) | 1.34 (105) | 4,313 (153) | 87,521 (160) | 484 |

厚生省保険局調べ

(注) ()内は指数(50年度=100)

(エ) 附加給付

健康保険組合における附加給付の実施状況は第1-3-10表のとおりであり、全体の96.6%に当たる組合が実施している。

第1-3-10表 健康保険組合の附加給付実施状況

第1-3-10表 健康保険組合の附加給付実施状況

(55年4月1日現在)

| | 組 合 数 | 構 成 比(%) |
|-------------------|-------|----------|
| 組 合 総 数 | 1,656 | 100.0 |
| 傷 病 手 当 附 加 金 | 852 | 51.4 |
| 延 長 傷 病 手 当 附 加 金 | 250 | 15.1 |
| 出 産 手 当 附 加 金 | 274 | 16.5 |
| 埋 葬 料 附 加 金 | 1,217 | 73.5 |
| 分 べ ん 附 加 金 | 1,097 | 66.2 |
| 育 児 手 当 附 加 金 | 904 | 54.6 |
| 家 族 療 養 附 加 金 | 1,345 | 81.2 |
| 附 加 給 付 実 施 組 合 | 1,599 | 96.6 |
| 附 加 給 付 未 実 施 組 合 | 57 | 3.4 |

健康保険組合連合会調べ

附加給付に要する費用は、54年度においては総額827億円、被保険者1人当たりでは7,376円であり、保険給付費中に占める割合は4.7%になっている。

オ 福祉施設及び保健施設

組合管掌健康保険では、個々の組合の被保険者の状況等に即して、被保険者等の疾病予防のため保健指導や、健康管理センター、保養所の設置運営等の事業が行われている。ことに近年、疾病の治療から予防への動きが活発となり、各種検診等健康管理の事業が重視されてきている。

カ 保険料

組合管掌健康保険における保険料率は、標準報酬月額1,000分の30から1,000分の90(昭和56年3月から1000分の95)の範囲内で各組合ごとに決定される。

組合管掌健康保険の平均保険料率は、第1-3-11表のとおりであり、近年における医療給付費の増加を反映して年々引き上げられている。

第1-3-11表 組合管掌健康保障平均保険料率及び負担割合の推移

第1-3-11表 組保管掌健康保険平均保険料率及び負担割合の推移

| 年度末 | 平均保険料(%) | | | 負担割合(%) | |
|-----|----------|-------|-------|---------|-------|
| | 計 | 事業主 | 被保険者 | 事業主 | 被保険者 |
| 50 | 74.14 | 42.46 | 31.68 | 57.27 | 42.73 |
| 51 | 75.96 | 43.48 | 32.48 | 57.24 | 42.76 |
| 52 | 77.30 | 44.29 | 33.02 | 57.29 | 42.71 |
| 53 | 78.11 | 44.77 | 33.34 | 57.32 | 42.68 |
| 54 | 78.42 | 44.98 | 33.44 | 57.36 | 42.64 |
| 55 | 79.47 | 45.56 | 33.92 | 57.33 | 42.68 |

健康保険組合連合会調べ

また、事業主が保険料額の2分の1を超えて負担することができ、現実に事業主の負担割合が被保険者のそれを超えている組合が多く、保険料の平均負担割合は、54年度末で事業主57.36%、被保険者42.64%となっている。

なお、53年1月の健康保険法の一部改正の実施により、健康保険組合は規約の定めるところにより、1,000分の10以下の保険料率で賞与等から特別保険料を徴収することができることとなっているが、55年度末においては174組合が実施している。

キ 保険財政

健康保険組合の財政は、原則として保険料で賄うことになっているが、事務費については、予算の範囲内で国庫が負担することとなっている。

また、特に財政基盤の弱い組合に対しては、33年度から保険給付費について国庫補助が行われており、55年度では総額15億円となっている。

組合の財政収支は、第1-3-12表のとおりである。最近、医療給付費の急激な増加にもかかわらず賃金の伸びが鈍化しているため、全般的に組合の運営は厳しくなってきている。

第1-3-12表 組保管掌健康保険収支状況

第1-3-12表 組保管掌健康保険収支状況

(単位：100万円)

| 年 度 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収 入 総 額 | 1,376,897 | 1,624,494 | 1,844,972 | 2,056,252 | 2,199,243 |
| 保 険 料 | 1,257,207 | 1,474,142 | 1,699,994 | 1,867,885 | 2,000,046 |
| 国庫負担金及び補助金 | 3,049 | 3,263 | 3,787 | 4,418 | 4,934 |
| 前年度繰越金 | 34,273 | 34,342 | 34,389 | 57,801 | 52,067 |
| 積立金より繰入れ | 15,083 | 28,386 | 12,702 | 18,297 | 22,251 |
| その他の収入 | 67,285 | 84,361 | 94,100 | 107,851 | 119,945 |
| 支 出 総 額 | 1,283,335 | 1,512,479 | 1,671,213 | 1,885,930 | 2,030,411 |
| 保 険 給 付 費 | 1,106,119 | 1,309,916 | 1,451,628 | 1,645,619 | 1,766,079 |
| 事 務 費 | 39,758 | 44,465 | 48,572 | 51,755 | 55,301 |
| 保 健 施 設 費 | 81,379 | 89,638 | 97,480 | 106,397 | 116,503 |
| その他の支出 | 56,079 | 68,460 | 73,533 | 82,159 | 92,528 |
| 積立金その他 | 93,562 | 112,015 | 173,759 | 170,322 | 163,832 |

健康保険組合連合会調べ

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

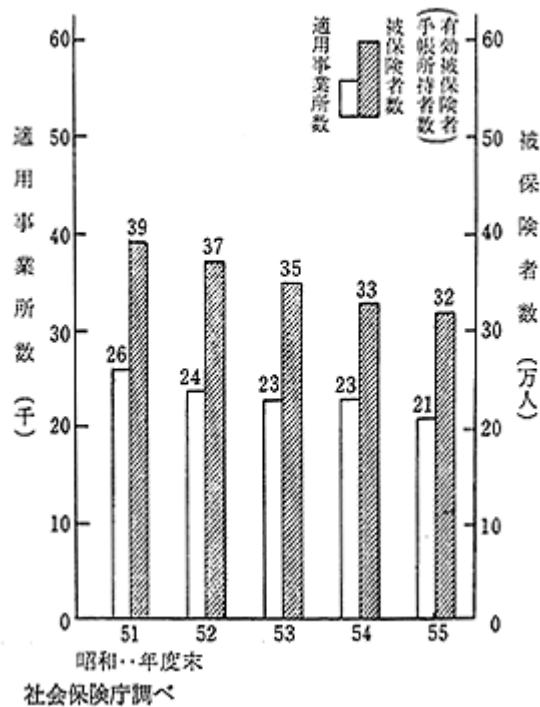
3 日雇労働者健康保険

(1) 適用状況

日雇労働者健康保険の適用事業所数及び被保険者数(有効被保険者手帳所持者数)の最近6年間における推移は、第1-3-8図のとおりである。これによっても明らかのように、適用事業所数、被保険者数とも漸減傾向にある。

第1-3-8図 日雇労働者健康保険の適用事業所数及び被保険者被

第1-3-8図 日雇労働者健康保険の適用事業所数及び被保険者数



(2) 保険給付

保険給付には、被保険者に対するものとして、療養の給付、療養費、特別療養費、高額療養費、傷病手当金、出産手当金、分べん費及び埋葬料(費)の支給があり、被扶養者に対するものとしては、家族療養費、特別療養費、高額療養費配偶者分べん費及び家族埋葬料の支給がある。保険給付費の動きを第1-3-14表によってみると、51年度では685億円であったが、55年度においては922億円と1.3倍となっている。

(3) 保険料

日雇労働者健康保険の保険料は、賃金日額に応じ第1級(1日につき60円)から第8級(1日につき660円)に区分されている。なお、賃金日額480円未満の場合は、特例第1級として当分の間20円とされている。保険料は、事業主と被保険者が折半負担(ただし第1級と第2級は異なる。)することとされている。

また、最近5年間における被保険者の平均賃金日額の推移は第1-3-13表のとおりである。

第1-3-13表 日雇労働者健康保険の平均賃金日額の推移

第1-3-13表 日雇労働者健康保険の平均賃金日額の推移
(各年度末現在)

| 度 年 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平均賃金日額(円) | 4,401 | 4,827 | 5,218 | 5,582 | 5,993 |
| 前年度伸び率(%) | 13.3 | 9.7 | 8.1 | 7.0 | 7.4 |

社会保険庁調べ

(4) 保険財政

日雇労働者健康保険の最近5年間における収支状況は、第1-3-14表のとおりである。

第1-3-14表 日雇労働者健康保険財政状況

第1-3-14表 日雇労働者健康保険財政状況

(単位:100万円)

| 年 度 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 保 険 料 収 入 | 24,173 | 25,004 | 25,700 | 26,224 | 26,067 |
| 郵政事業特別会 計より受入 | 21,026 | 21,893 | 22,700 | 23,058 | 23,008 |
| 保 険 料 収 入 | 3,147 | 3,111 | 3,000 | 3,166 | 3,059 |
| 一 般 会 計 よ り 受 入 | 25,501 | 27,194 | 30,497 | 32,244 | 33,893 |
| 手 数 料 補 て ん | 1,111 | 1,157 | 1,201 | 1,218 | 1,216 |
| 保 険 給 付 費 財 源 | 24,390 | 26,037 | 29,296 | 31,026 | 32,677 |
| 雑 収 入 | 208 | 228 | 213 | 247 | 238 |
| 収 入 計 | 49,882 | 52,426 | 56,410 | 58,715 | 60,198 |
| 保 険 給 付 費 | 68,492 | 73,214 | 82,518 | 87,477 | 92,182 |
| 医 療 給 付 費 | 60,540 | 65,562 | 74,170 | 77,928 | 81,737 |
| 現 金 給 付 費 | 7,952 | 7,652 | 8,348 | 9,549 | 10,445 |
| 業 務 勘 定 繰 入 れ | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 諸 支 出 金 | 475 | 234 | 353 | 463 | 707 |
| 支 出 計 | 68,980 | 73,461 | 82,884 | 87,953 | 92,902 |
| 収 支 差 引△不足額 | △ 19,098 | △ 21,035 | △ 26,474 | △ 29,238 | △ 32,704 |
| 累 積 収 支△不足額 | △ 289,241 | △ 330,551 | △ 377,656 | △ 433,385 | △ 503,224 |

社会保険庁調べ

49年12月に法改正が行われたが、その後もなお収支は均衡せず、55年度においては単年度で327億円の収支不足を生じ、同年度末では5,032億円の累積収支不足を残すに至っており、憂慮すべき状態にある。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

4 船員保険

(1) 適用状況

船員保険の適用状況は、55年度末において被保険者が21万1,893人、船舶所有者が1万1,069人である。被保険者数、被扶養者数及び船舶所有者数の近年における推移は、第1-3-15表に示すとおりである。被保険者のうち、約49.0%が汽船及び機帆船に乗り組む船員であり、約47.7%が漁船船員で残り約3.3%が任意継続被保険者である。

第1-3-15表 被保険者数、被扶養者数及び船舶所有者数の推移

第1-3-15表 被保険者数、被扶養者数及び船舶所有者数の推移

(単位：人)

| 年 度 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 被 保 険 者 数 | 237,831 | 230,646 | 221,596 | 216,122 | 211,893 |
| 被 扶 養 者 数 | 488,306 | 478,116 | 459,242 | 461,011 | 459,768 |
| 船 舶 所 有 者 数 | 11,752 | 11,622 | 11,522 | 11,332 | 11,069 |

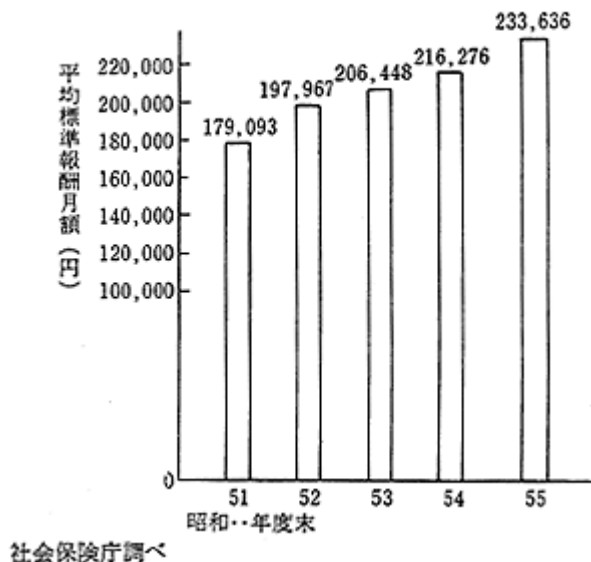
社会保険庁調べ

(2) 標準報酬

船員保険も、健康保険と同様、標準報酬制を採用している。55年度末における全被保険者の平均標準報酬月額額は23万3,636円で、これを前年度に比較すると約8%の上昇である(第1-3-9図)。

第1-3-9図 船員保険の平均標準報酬月額額の年次推移

第1-3-9図 船員保険の平均標準報酬月額の年次推移



(3) 疾病給付費

疾病給付費は、年々増加し55年度においては、768億3,785万円で前年度の739億1,292万円に比べ約4.0%の増加となっている。

給付費の増加の大きな要因は医療給付費の増加である。55年度の医療給付費は、590億5,294万円で、被保険者1人当たり、27万5,938円となり、前年度の25万4,327円に比べ約8.5%の増加となっている。

医療給付費の増加要因は第1-3-16表にみられるように、主として近年における診療1日当たり金額の大幅な増加によるものである。

第1-3-16表 船員保険の医療給付の状況

第1-3-16表 船員保険の医療給付の状況

| 年 度 | 被保険者(被扶養者) 1,000人当たり診療件数 | | | | 診療1件当たり 日数(日) | | | | 診療1日当たり金額(円) | | | |
|-----------|-----------------------------|-------|---------|---------|------------------|------|-----|-----|--------------|-------|-------|-------|
| | 総数 | 入院 | 入院外 | 歯科 | 平均 | 入院 | 入院外 | 歯科 | 平均 | 入院 | 入院外 | 歯科 |
| 被 保 険 者 分 | | | | | | | | | | | | |
| 51 | 5,300.8 | 290.4 | 4,176.7 | 834.3 | 4.5 | 20.4 | 3.7 | 3.7 | 3,619 | 7,067 | 2,450 | 2,650 |
| 52 | 5,498.9 | 304.8 | 4,308.5 | 885.6 | 4.5 | 20.5 | 3.6 | 3.2 | 3,900 | 7,392 | 2,678 | 2,982 |
| 53 | 5,367.5 | 310.1 | 4,164.5 | 892.9 | 4.6 | 20.5 | 3.7 | 3.2 | 4,457 | 8,405 | 2,966 | 3,632 |
| 54 | 5,440.2 | 317.3 | 4,216.1 | 906.9 | 4.5 | 20.6 | 3.6 | 3.2 | 4,752 | 8,773 | 3,159 | 3,994 |
| 55 | 5,542.5 | 321.1 | 4,276.0 | 945.5 | 4.4 | 20.5 | 3.4 | 3.2 | 5,138 | 9,237 | 3,427 | 4,564 |
| 被 扶 養 者 分 | | | | | | | | | | | | |
| 51 | 6,611.7 | 161.8 | 5,531.1 | 918.8 | 3.4 | 18.3 | 3.0 | 3.1 | 1,830 | 5,336 | 1,301 | 1,297 |
| 52 | 6,701.5 | 170.5 | 5,556.5 | 974.6 | 3.4 | 18.7 | 3.0 | 3.0 | 2,034 | 5,739 | 1,427 | 1,474 |
| 53 | 6,707.7 | 178.1 | 5,527.8 | 1,001.8 | 3.4 | 19.1 | 3.0 | 3.0 | 2,401 | 6,727 | 1,621 | 1,841 |
| 54 | 6,779.9 | 183.2 | 5,593.1 | 1,003.6 | 3.4 | 19.2 | 3.0 | 2.9 | 2,599 | 7,157 | 1,738 | 1,985 |
| 55 | 6,634.0 | 185.1 | 5,469.6 | 979.4 | 3.4 | 19.4 | 2.9 | 2.9 | 2,840 | 7,700 | 1,851 | 2,195 |

社会保険庁調べ

疾病給付のうち医療給付費に次いで多いのは傷病手当金である。55年度における傷病手当金の支給額は155億7,673万円で疾病給付費の約20%を占めており、健康保険等他の医療保険と比較するとかなり大きなものとなっている。

(4) 失業給付

船員保険は総合保険であるため、短期給付として疾病給付のほかに失業給付が行われているが、失業部門の適用を受けている被保険者は、55年度末において16万6,513人で全被保険者の中で約81%となっている。

被保険者1,000人当たり失業者数は、55年度では35.63人となっている。また、失業給付費は53年度まで年々増加していたが、54年度より減少を示しており55年度は103億2,794万円で、前年度に比してわずかに減少を示している。

(5) 福祉施設

船員保険においては、各保険給付のほか、被保険者や被扶養者等の福祉を増進するため各種の福祉事業が行われている。55年度末現在、全国の主要港等に病院3、診療所2、保養所68、海外福祉施設1(ラスパルマス)、船員保険総合福祉センター2、健康管理センター2か所が設けられている。このほか中高年齢者に対する疾病予防検査等の保健事業、せき髄損傷患者に対する介護料の支給、無線医療センターの運営等が行われている。

(6) 保険料

保険料の額は、被保険者ごとにその標準報酬月額に保険料率を乗じて算出される。保険料率は、失業保険適用者と非適用者により異なり、職務外の保険給付に関しては被保険者と船舶所有者が折半負担、職務上の保険給付に関しては全額船舶所有者が負担する。

疾病部門の職務外給付の保険料率は、56年3月から1,000分の10引き上げられ1,000分の72に、失業部門の保険料率は、54年6月から当分の措置として1,000分の3引き上げられ1,000分の14となっており、いずれも被保険者と船舶所有者が折半して負担する。

(7) 保険財政

船員保険特別会計の財政収支は、全体でみる限り、長期給付(年金)の原資に充てるための積立金として一定の財源を予定しているため、決算収支不足額を生じることがない。しかし、疾病部門については、42年度以来、収支の均衡が保たれてきたが、48年10月に行われた給付の改善等により、49年度以来、収支不足をみるに至っている。また、失業部門においても、50年度以来海運、水産業界の不況により失業率が増大し収支不足が生じている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第2節 医療保険の各制度

5 診療報酬審査支払制度

保険者は、保険医療機関又は保険薬局等から療養の給付等に関する費用の請求があったときは、これを審査した上で支払うものとされているが、保険者に代わり、その委託を受けて審査支払を行っている機関として、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会がある。

(1) 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)は、保険者が診療担当者に対して支払う診療報酬の迅速、適正な支払いと、診療担当者が保険者に提出する診療報酬請求書の審査を行うことを目的として、23年9月に設立された公法人である。基金は、社会保険医療に関する診療報酬の審査及び支払いのほか、各種の公費負担医療(生活保護、結核予防等)に関する診療報酬の審査及び支払いをもその業務として取り扱うことができるものとされており、これらの業務は、保険者等から委託を受け、契約を締結して行うこととなっている。

近年における基金の取扱業務の状況は、第1-3-17表のとおりである。

第1-3-17表 社会保険診療報酬支払基金業務状況

| 第1-3-17表 社会保険診療報酬支払基金業務状況 | | | | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年 度 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 |
| 取 扱 件 数(100万件) | 451 | 466 | 467 | 486 | 505 |
| 取 扱 金 額(億 円) | 40,248 | 44,623 | 51,432 | 55,584 | 60,464 |

厚生省保険局調べ

なお、基金においては、審査体制の充実に努めており、55年度は、審査委員を72名、(うち専任審査委員18名)を増員している。

(2) 国民健康保険団体連合会

ア 概況

国民健康保険の診療報酬の審査支払は、全国47都道府県ごとに設立されている国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が、保険者から委託を受けて行っている。

連合会に対する診療報酬審査支払の未委託保険者は年々減少し、55年4月1日をもってすべての保険者が委

託することとなった。54年度に連合会が行った審査の件数(受付件数)は2億7,134万件(53年度に比べ4.5%の増加)となっている。

イ 全国決済

50年10月より、被保険者が他県において診療を受けた場合その診療を取扱った療養取扱機関はすべて自県の連合会に請求するものとし、各連合会間の費用の決済を社団法人国民健康保険中央会が行うという全国決済制度が開始された。55年4月1日現在、東京都を除くすべての連合会がこの制度に加わっており、診療報酬の請求の事務の簡素化に役立っている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第3節 医療保険事業の運営

1 運営機構の概要

医療保険事業の主体は、職域保険においては、政府又は健康保険組合、地域保険においては市町村(特別区)又は国民健康保険組合である。政府の事業については都道府県及び社会保険事務所が窓口機関となっている。

(1) 職域保険の運営機構

政府が保険者である政府管掌健康保険、日雇労働者健康保険及び船員保険の各事業の運営は、中央においては厚生省の外局である社会保険庁が担当し、その指導、監督の下に、各都道府県の民生主管部(局)保険課(部)が事業の運営、事務を行っている。

健康保険制度においては、被保険者が一定数以上の事業所に健康保険組合が設立されており、この組合を保険者として、その独自性を生かした事業運営がなされている。都道府県の保険課(部)は、この組合に対する指導監督事務や、保険医療機関等の指導監督事務を行っている。

なお、都道府県には事業主及び被保険者等の窓口となる出先機関として、社会保険事務所が設けられている。

(2) 地域保険の運営機構

地域保険である国民健康保険は、国及び都道府県の民生主管部(局)保険課(部)又は国民健康保険課(部)の指導監督の下に、実施主体である市町村(特別区)及び地域の同業者で組織された国民健康保険組合によって運営されている。

各論

第1編 健康の確保と増進

第3章 医療保険

第3節 医療保険事業の運営

2 社会保険事務所

社会保険事務所は、政府管掌健康保険、日雇労働者健康保険及び船員保険(疾病部門)の政府が行う医療保険並びに厚生年金保険、国民年金(拠出制)及び船員保険(年金部門)の政府が行う年金保険の両制度における、被保険者の資格関係事務、保険料の徴収事務及び傷病手当金等の一部の保険給付の決定等を行うため、都道府県に設置された第一線の現業機関であり、また一方では児童手当の事業主拠出金の徴収事務をも行っている。

社会保険事務所は、56年4月現在で全国に256か所設置され、社会保険における国民の直接の窓口となっているが、近年、被保険者数及び受給権者数の増加、社会保険への国民の関心の増大等により、その事務量は増大している。これに対応するため、社会保険事務所の増設、オンラインシステムの導入等による事務処理体制の整備が行われている(オンラインシステムについては第5編第3章 第2節 参照)。

なお、これら社会保険の事務は、国の全国統一的な管理運営を必要とする一種の公営事業的性格をもつため、これに従事する都道府県の保険課(部)、国民年金課(部)及び社会保険事務所の職員は、国家公務員の身分を有するいわゆる地方事務官であり、その数は56年3月末で1万5,765人である。